

令和3年度 公文書開示（12月決定分）

月整理番号	請求年月日	決定年月日	公文書の件名	総枚数	決定区分				（根拠規定） 条例7条									非開示理由等	所管局部課等			
					開示	一部開示	非開示	存在拒否	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号	9号					
1	R3.10.4	R3.12.1	平成23年2月25日付け「南池袋二丁目A地区市街地再開発組合権利変換計画認可申請書」	※	1					1	1	1								（7条2号）氏名及び住所（地番を含む。）、署名並びに物件調書、添付図面（現況調査表、物件配置図、求積図、平面図、内部仕上表、屋根伏図、建具配置図、立面図、造作配置図、電気設備図、給排水・給湯設備図、ガス設備図、厨房・衛生・空調設備図、工作物配置図・求積図、仕上表、排水・給湯設備図、杭伏図、工作物・立竹木配置図、求積表、建具表、凡例表、衛生・空調設備図、給排水設備図、給排水給湯設備図、給排水ガス設備図、空調換気設備図及び立竹木配置図）は、個人に関する情報で特定の個人を識別することができるもの又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものであるため （7条2号及び3号）権利形態別権利者一覧、概括図、権利変換計画書（第（一）表、第（二）表及び第（四）表）、施設建築物の一部の室内仕上表第（十一）表、（1）関係権利者一覧、土地調書及び添付図面（索引図、地積測量図）、権利変換計画同意書（同意書、同意書の添付書類（印鑑証明書、印鑑登録証明書、住民票、代表者事項証明書、履歴事項全部証明書、戸籍謄本、商業登記簿等、平面図）は、権利者が個人の場合は、個人に関する情報で特定の個人を識別することができるもの又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものであるため。権利者が法人等の場合は、法人に関する財産や資産に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する財産や資産に関する情報であって、公にすることにより、当該法人又は当該事業を営む個人の経営状態や経営内容等が明らかとなり、自由な事業活動が妨げられ、競争上又は事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれると認められるため （7条2号及び4号）筆跡及び自署は個人に関する情報で特定の個人を識別することができるものであるため。また、公にすることにより、偽造等の犯罪行為を容易にし、犯罪の予防等に支障を及ぼすおそれがあるため （7条4号）印影を公にすることにより、偽造等の犯罪行為を容易にし、犯罪の予防等に支障を及ぼすおそれがあるため。また、施設建築物各階平面図・施設建築敷地の平面図・同意書の添付書類（平面図）は公にすることにより、建物への不法な侵入等、犯罪を誘発し、又は犯罪の実行を容易にするおそれがあるため	都市整備局市街地整備部再開発課	
2	R3.11.5	R3.12.2	調査報告書（平成27年11月30日付研本コ第20019号）	122	1					1	1	1								（7条2号及び4号）不動産鑑定士の直筆署名、印影は個人に関する情報で、特定の個人を識別することができるものに該当するため。また、公にすることにより、偽造等の犯罪行為を容易にし、犯罪の予防等に支障を及ぼすおそれがあるため （7条3号）不動産鑑定会社が独自に収集した取引事例等の情報は、不動産鑑定会社が独自に収集・加工した情報が含まれており、公にすることにより、当該法人の競争上又は事業運営上の地位、その他社会的な地位が損なわれるため	都市整備局市街地整備部再開発課	
3	R3.11.26	R3.12.2	（1）東京都昭島市〇〇4丁目〇〇における建築基準法旧法第43条第1項ただし書許可に関する道の現況図 （2）東京都昭島市〇〇4丁目〇〇、〇〇、〇〇及び〇〇における建築基準法旧法第43条第1項ただし書許可に関する道に関する協定図 （3）東京都昭島市〇〇4丁目〇〇の一部における建築基準法旧法第43条第1項ただし書許可に関する道に関する協定図	3	1															—	都市整備局多摩建築指導事務所建築指導第一課	
4	R3.11.22	R3.12.3	令和3年11月1日付3都市基交第645号「東京都市計画都市高速鉄道（西武鉄道新宿線）の変更および西東京都市計画都市高速鉄道（西武鉄道新宿線）の決定について（回答）」のうち、「東京都市計画都市高速鉄道（西武鉄道新宿線）の変更」に係る文書	1	1																—	都市整備局都市基盤部交通企画課
5	R3.11.26	R3.12.8	東京都市計画河川霞川計画図 （住所：東京都青梅市〇〇一丁目〇〇番地〇付近）	1	1																—	都市整備局都市基盤部調整課
6	R3.12.3	R3.12.8	東京都市計画河川神田川計画図 （住所：東京都中野区〇〇五丁目〇〇付近）	1	1																—	都市整備局都市基盤部調整課
7	R3.11.27	R3.12.8	（1）「令和3年度羽田空港の機能強化に関する都及び関係区市連絡会 分科会（第3回）」（令和3年11月1日（月））議事概要 （2）「令和3年度羽田空港の機能強化に関する都及び関係区市連絡会【分科会（第3回）】出欠表（予定）」	※	1																—	都市整備局都市基盤部交通企画課
8	R3.11.24	R3.12.8	東京都知事許可第〇〇号〇〇株式会社 令和2年12月9日受付建設業許可申請書別とじ書類	15	1					1	1	1									（7条2号）住所、生年月日、役員等の一部、経歴年数、使用された期間、実務経験の内容、実務経験の年数、本籍地及び登録番号は、個人に関する情報で特定の個人を識別することができるため （7条2号又は3号）株主名、住所及び所有株数又は出資の価額は、株主（出資者）が個人のものである場合には、個人に関する情報で特定の個人を識別することができるため。株主（出資者）が法人のものである場合には、法人の財務等に関する内部管理情報であって、公にすることにより、当該法人の競争上又は事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれると認められるため （7条4号）印影は、公にすることにより、偽造等の犯罪行為を容易にし、犯罪の予防等に支障をきたすおそれがあるため	都市整備局市街地建設部建設課

月整理番号	請求年月日	決定年月日	公文書の件名	総枚数	決定区分				(根拠規定) 条例7条									非開示理由等	所管局部課等	
					開示	一部開示	非開示	存在 存否 応答 拒否	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号	9号			
9	R3. 11. 24	R3. 12. 8	平成19年8月30日付第TBTC06A0276号Ⅱ 平成19年12月28日付第TBTC06A0276号Ⅲ 上記についての建築計画概要書の写し	※	1														—	都市整備局市街地建築部建築指導課
10	R3. 11. 24	R3. 12. 8	平成19年3月2日付第TBTC06A0276号 平成19年6月22日付第TBTC06A0276号Ⅰ 平成20年1月31日付第TBTC06A0276号Ⅳ 上記についての建築計画概要書の写し	※	1						1								印影は、公にすることにより、偽造等の犯罪行為を容易にし、犯罪の予防等に支障を及ぼすおそれがあるため	都市整備局市街地建築部建築指導課
11	R3. 12. 3	R3. 12. 8	建築計画概要書 平成20年度 第2395号	6	1														—	都市整備局多摩建築指導事務所建築指導第一課
12	R3. 11. 25	R3. 12. 9	(1) 東京都知事許可第〇〇号 〇〇株式会社 決算変更届出書 第52期及び第54期(閲覧対象部分に限る) 令和2年5月21日受付 建設業許可申請書のうち、様式第一号建設業許可申請書(別紙を除く)、使用人数及び主要取引金融機関名(閲覧対象部分に限る) (2) 東京都知事許可第〇〇号 〇〇株式会社 決算変更届出書 第71期及び第73期(閲覧対象部分に限る) 平成29年10月20日受付 建設業許可申請書のうち、様式第一号建設業許可申請書(別紙を除く)、使用人数及び主要取引金融機関名(閲覧対象部分に限る) (3) 東京都知事許可第〇〇号 〇〇株式会社 決算変更届出書 第71期及び第72期(閲覧対象部分に限る) 令和2年9月9日受付 建設業許可申請書のうち、様式第一号建設業許可申請書(別紙を除く)、使用人数及び主要取引金融機関名(閲覧対象部分に限る) (4) 東京都知事許可第〇〇号 〇〇株式会社 決算変更届出書 第43期、第44期及び第45期(閲覧対象部分に限る) 令和3年5月12日受付 建設業許可申請書のうち、様式第一号建設業許可申請書(別紙を除く)、使用人数及び主要取引金融機関名(閲覧対象部分に限る) (5) 東京都知事許可第〇〇号 〇〇株式会社 決算変更届出書 第37期、第38期、第39期、第40期及び第41期(閲覧対象部分に限る) 平成29年1月24日受付 建設業許可申請書のうち、様式第一号建設業許可申請書(別紙を除く)、使用人数及び主要取引金融機関名(閲覧対象部分に限る) 令和3年6月10日受付 建設業許可申請書のうち、様式第一号建設業許可申請書(別紙を除く)、使用人数及び主要取引金融機関名(閲覧対象部分に限る)	※	1						1							印影は、公にすることにより、偽造等の犯罪行為を容易にし、犯罪の予防等に支障をきたすおそれがあるため	都市整備局市街地建築部建設課	
13	R3. 11. 26	R3. 12. 9	東京都知事許可第〇〇号 株式会社〇〇に関する以下の書類 (1) 令和2年10月22日受付 建設業許可申請書(閲覧対象部分に限る) (2) 令和3年8月30日受付 第15期 決算変更届出書(閲覧対象部分に限る) (3) 令和3年8月30日受付 変更届出書(役員等の氏名)(閲覧対象部分に限る)	64	1						1								印影は、公にすることにより、偽造等の犯罪行為を容易にし、犯罪の予防等に支障をきたすおそれがあるため	都市整備局市街地建築部建設課
14	R3. 12. 2	R3. 12. 9	東京都知事許可第〇〇号 株式会社〇〇に関する以下の書類 (1) 平成29年3月2日受付 建設業許可申請書(閲覧対象部分に限る) (2) 令和2年1月15日受付 第17期 決算変更届出書(閲覧対象部分に限る) (3) 令和3年1月6日受付 第18期 決算変更届出書(閲覧対象部分に限る)	48	1						1								印影は、公にすることにより、偽造等の犯罪行為を容易にし、犯罪の予防等に支障をきたすおそれがあるため	都市整備局市街地建築部建設課
15	R3. 11. 30	R3. 12. 10	亀戸・大島・小松川第三地区第二種市街地再開発事業の鑑定評価(都市整備局市街地整備部再開発課より入手)にあたって開発法を適用しており投下資本収益率を全社12%と査定しています。 一社は、勘案項目を挙げていますが、具体的な設定プロセスが不明であり、残り二社は、勘案項目の例示すらなく、不動産鑑定評価基準総則第8章第8節記載の「価格形成を論理的かつ実証的に説明」を満たしておらず、適切ではない鑑定評価書と考えます。 依頼者の東京都としては、投下資本収益率の設定根拠の説明を改めて求めるべきと考えますし、その確認できた設定根拠を情報開示請求します。 〇〇 〇〇 〇〇 〇〇 〇〇 〇〇																当該文書は、実施機関では作成および取得しておらず、存在しない。	都市整備局市街地整備部再開発課
16	R3. 12. 1	R3. 12. 10	東京都建設業許可台帳(東京都知事許可 令和3年12月1日現在)	※	1														—	都市整備局市街地建築部建設課
17	R3. 12. 1	R3. 12. 10	建設業新規許可業者名簿(東京都知事許可 令和3年9月分・10月分・11月分)	※	1														—	都市整備局市街地建築部建設課

月整理番号	請求年月日	決定年月日	公文書の件名	総枚数	決定区分				(根拠規定) 条例7条									非開示理由等	所管局部課等		
					開示	一部開示	非開示	不存在	存否応答拒否	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号			9号	
29	R3.11.22	R3.12.27	<ul style="list-style-type: none"> ・土地基本分類調査 大島 平成元年10月 ・土地基本分類調査 利島・新島・神津・三宅・御蔵 平成3年3月 ・土地基本分類調査 八丈島・青ヶ島 平成4年3月 ・土地基本分類調査 父島・母島 平成4年10月 ・土地基本分類調査 秩父・五日市・三峰・丹波 平成6年3月 ・土地基本分類調査 八王子・藤沢・上野原 平成7年3月 ・土地基本分類調査 川越・青梅 平成8年3月 ・土地基本分類調査 東京西南部 平成9年3月 ・土地基本分類調査 東京西北部 平成10年3月 ・土地基本分類調査 東京東北部・東京東南部 平成12年3月 														(18条2項) 当該公文書は都民情報ルームにおいて閲覧に供している公文書であって一般に閲覧させることができるものであるため	都市整備局都市づくり政策部土地利用計画課			
30	R3.12.14	R3.12.28	東京都知事許可第〇〇号 株式会社〇〇に関する以下の書類 令和3年10月14日受付 第42期 決算変更届出書(閲覧対象部分に限る)	※	1												1	1	印影は、公にすることにより、偽造等の犯罪行為を容易にし、犯罪の予防等に支障をきたすおそれがあるため	都市整備局市街地建築部建設課	
31	R3.12.14	R3.12.28	<p>(1)東京都知事許可第〇〇号 有限会社〇〇 決算変更届出書 第18期、第19期、第20期、第21期及び第22期(閲覧対象部分に限る) 平成31年4月2日受付 建設業許可申請書のうち、様式第一号建設業許可申請書(別紙を除く)、使用人数及び主要取引金融機関名(閲覧対象部分に限る)</p> <p>(2)東京都知事許可第〇〇号 〇〇株式会社 決算変更届出書 第57期(閲覧対象部分に限る) 令和3年5月7日受付 建設業許可申請書のうち、様式第一号建設業許可申請書(別紙を除く)、使用人数及び主要取引金融機関名(閲覧対象部分に限る)</p> <p>(3)東京都知事許可第〇〇号 株式会社〇〇 決算変更届出書 第62期及び第64期(閲覧対象部分に限る) 令和2年11月6日受付 建設業許可申請書のうち、様式第一号建設業許可申請書(別紙を除く)、使用人数及び主要取引金融機関名(閲覧対象部分に限る)</p> <p>(4)東京都知事許可第〇〇号 株式会社〇〇 決算変更届出書 第3期(閲覧対象部分に限る) 令和元年5月27日受付 建設業許可申請書のうち、様式第一号建設業許可申請書(別紙を除く)、使用人数及び主要取引金融機関名(閲覧対象部分に限る)</p> <p>(5)東京都知事許可第〇〇号 〇〇株式会社 決算変更届出書 第62期、第63期、第64期、第65期及び第66期(閲覧対象部分に限る) 令和2年9月9日受付 建設業許可申請書のうち、様式第一号建設業許可申請書(別紙を除く)、使用人数及び主要取引金融機関名(閲覧対象部分に限る)</p>	※	1													1	1	印影は、公にすることにより、偽造等の犯罪行為を容易にし、犯罪の予防等に支障をきたすおそれがあるため	都市整備局市街地建築部建設課
32	R3.12.15	R3.12.28	東京都知事許可第〇〇号 株式会社〇〇に関する以下の書類 (1) 令和2年8月19日受付 第46期 決算変更届出書(閲覧対象部分に限る) (2) 令和3年8月20日受付 第47期 決算変更届出書(閲覧対象部分に限る)	※	1													1	1	印影は、公にすることにより、偽造等の犯罪行為を容易にし、犯罪の予防等に支障をきたすおそれがあるため	都市整備局市街地建築部建設課

表の見方
<決定区分>
・開示、一部開示、非開示(開示しない)、不存在(文書が存在しない)、存否応答拒否(文書があるかないかを明らかにしない)のうち、該当する項目に「1」を記入しています。
<(根拠規定) 条例7条>
・一部開示及び非開示について、条例7条各号のいずれを根拠として非開示としたのかについて、該当する項目に「1」を記入しています。
<公文書の件名>
・特定の個人名、法人名、またそれらの特定に結びつく可能性のある情報は〇〇と表記しています。
・決定区分が存在しない場合や存否応答拒否の場合は、開示請求書の請求件名を記載しています。ただし、個人情報・法人情報保護に配慮し、簡潔に表記する場合があります。
<公文書の枚数>
・光ディスクへ複写し交付している場合は、「※」を記入しています。